2025年4月18日

各　位

ブックオフグループホールディングス株式会社
代表者　代表取締役社長　堀内康隆
（コード番号:9278 東証プライム）
問合せ先　取締役　渡邉憲博
電話番号　042-750-8588

公認会計士等による期中レビューを受けた2025年5月期第3四半期決算短信の開示が四半期末後45日を超えることに関するお知らせ

当社は、2024年10月22日に第6期（2024年5月期）の有価証券報告書を提出いたしましたが、事業年度終了日（2024年5月31日）の翌日から起算して3か月以内である提出期限（2024年9月2日）までに提出することができませんでした。それに伴い、当社は有価証券上場規程施行規則第405条第2項（以下、「レビュー義務付け要件」といいます。）に該当することとなり、レビュー義務付け要件に該当することとなった日（2024年10月22日）から該当しなくなる日までの間に開示する四半期決算短信（第2四半期（中間期）の決算短信を除く。）の四半期財務諸表等に対して公認会計士等による期中レビューを受けることが義務付けられております。

しかし、当社が2025年4月11日に公表した「2025年5月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」は、下記のとおり、四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けておりませんでした。

そのため、現時点で四半期末後45日以内に四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2025年5月期第3四半期決算短信を開示することができていないことをお知らせいたします。

記

1. 公認会計士等による期中レビューを受けた2025年5月期第3四半期決算短信の開示が四半期末後45日を超える理由

前述のとおり、当社は、2024年10月22日に第6期（2024年5月期）の有価証券報告書を提出いたしましたが、事業年度終了日（2024年5月31日）の翌日から起算して3か月以内である提出期限（2024年9月2日）までに提出することができませんでした。

このため、当社はレビュー義務付け要件に該当することとなり、レビューの義務付け要件に該当することとなった日（2024年10月22日）以降、当該要件に該当しなくなる日までの間に開示する四半期決算短信（第2四半期（中間期）の決算短信を除く。）に係る四半期財務諸表等については、公認会計士等による期中レビューを受けることが義務付けられていることとなりました。

これを受け、2025年5月期第1四半期決算短信については、公認会計士による期中レビューを受けた上で、2024年10月22日に公表し、また、2025年5月期第2四半期に係る半期報告書については提出期限内に提出したことから、2025年5月期第3四半期決算短信については、公認会計士による期中レビューが不要であると誤認し、公認会計士による期中レビューを受けずに公表しました。

その後、東京証券取引所から連絡を受け、当該レビュー義務は、要件該当日以降に提出される有価証券報告書及び内部統制報告書のいずれにおいても、レビュー義務付け要件に該当しないことが確認されるまでの間は継続するとの説明を受け、これを確認いたしました。

この説明を受けた時点から、四半期連結財務諸表に対する公認会計士等による期中レビューを当社の会計監査人に対して依頼したため、四半期末後連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2025年5月期第3四半期決算短信の開示が四半期末後45日を超えることとなりました。

2. 今後の開示予定について

四半期末後連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2025年5月期第3四半期決算短信については、2025年4月25日までに開示する予定です。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご迷惑とご心配をお掛けしますことを、心よりお詫び申し上げます。

以　上